

景観形成住民協定概要

No.1

協定の名称	「福島関所通り」景観形成住民協定
協定に係る地域	木曾町福島上町 2.2ha (※詳細は別図のとおり)
協定者数	68人
認定日	平成7年2月15日(変更:平成15年9月1日)
<p>主な協定内容</p> <p>■ 目的</p> <p>美しく潤いのある豊かな街、歴史の街に相応しい景観づくりを目指す</p> <p>■ 建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の形態は、周辺に調和する和風建築物を基本とする ○特に道路に面する部分については和風に統一し、江戸風情ただよ街づくりに努める ○高さは、地盤面から20m以下とする ○外壁及び屋根の色は、刺激色を避けるほか、周囲との調和を図る ○整備された建築物について、その趣旨を保持するよう維持管理に努める <p>■ 工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広告物の設置、掲出及び表示は協定の参加者及び建築物・工作物等の権利者に関する自己用の利便に限るものとする ○広告物の位置、規模については、地盤面から5m以下とする ○広告物の最大見付け面積は3㎡とする ○広告物の色彩及び意匠は、周囲に調和し違和感のないものを採用する <p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域内の景観に相応しい樹木等の植栽及び整形・管理を施し、緑化に努める ○自動販売機等の設置については、自己営業用に限るものとし、景観に配慮すると共に、空き缶等の散乱防止に努める 	
<p>周辺写真</p> 	